

箕面市道路占用料の額 改定内容

占用物件				単位	期間	占用料				
						現行	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	電柱	本柱		1本	1年	3,400円	4,000円	4,000円	4,000円	
		支柱及び支線柱		1本	1年	3,400円	4,000円	4,000円	4,000円	
		支線		1本	1年	1,700円	2,000円	2,000円	2,000円	
		無償添加柱		1本	1年	1,700円	2,000円	2,000円	2,000円	
	電話柱	本柱		1本	1年	1,980円	2,400円	2,400円	2,400円	
		支柱及び支線柱		1本	1年	1,980円	2,400円	2,400円	2,400円	
		支線		1本	1年	990円	1,200円	1,200円	1,200円	
		無償添加柱		1本	1年	990円	1,200円	1,200円	1,200円	
	その他の柱類			1本	1年	150円	180円	220円	240円	
	共架電線その他上空に設ける線類			1メートル	1年	20円	24円	24円	24円	
	地下に設ける電線その他の線類			1メートル	1年	10円	12円	14円	14円	
	路上に設ける変圧器			1個	1年	1,500円	1,800円	2,200円	2,300円	
	地下に設ける変圧器			占用面積1平方メートル	1年	1,000円	1,200円	1,400円	1,400円	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所			1個	1年	3,000円	3,600円	4,300円	4,700円	
	郵便差出箱及び信書便差出箱			1個	1年	1,300円	1,600円	1,900円	2,000円	
	広告塔			表示面積1平方メートル	1年	11,000円	8,900円	8,900円	8,900円	
	その他のもの			占用面積1平方メートル	1年	3,000円	3,600円	4,300円	4,700円	
	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの			1メートル	1年	100円	99円	99円	99円
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			1メートル	1年		120円	140円	140円
外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			1メートル	1年	150円	180円	210円	210円		
外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			1メートル	1年	200円	240円	280円	280円		
外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			1メートル	1年	400円	420円	420円	420円		
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			1メートル	1年		480円	560円	560円		
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			1メートル	1年	1,000円	990円	990円	990円		
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			1メートル	1年		1,200円	1,400円	1,400円		
外径が1メートル以上のもの			1メートル	1年	2,000円	2,400円	2,800円	2,800円		
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類		地下に設けるもの	1メートル	1年	－	14円	14円	14円
				その他のもの	1メートル	1年	－	47円	47円	47円
		その他のもの		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本	1年	－	3,800円	3,800円	3,800円
				上空に設けるもの	占用面積1平方メートル	1年	－	2,400円	2,400円	2,400円
			地下に設けるもの	占用面積1平方メートル	1年	－	1,400円	1,400円	1,400円	
	その他のもの			占用面積1平方メートル	1年	3,000円	3,600円	4,300円	4,700円	
法第32条第1項第4号に掲げる施設				占用面積1平方メートル	1年	3,000円	3,600円	4,300円	4,700円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		占用面積1平方メートル	1年	Aに0.003を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの		占用面積1平方メートル	1年	Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		占用面積1平方メートル	1年	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た額	
	上空に設ける通路		占用面積1平方メートル	1年	7,200円	4,400円	4,400円	4,400円		
	地下に設ける通路		占用面積1平方メートル	1年	3,600円	2,700円	2,700円	2,700円		
その他のもの		占用面積1平方メートル	1年	3,000円	3,600円	4,300円	4,700円			
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの			占用面積1平方メートル	1日	110円	89円	89円	89円	
	その他のもの			占用面積1平方メートル	1月	1,100円	890円	890円	890円	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの		表示面積1平方メートル	1月	1,100円	890円	890円	890円	
		その他のもの		表示面積1平方メートル	1年	11,000円	8,900円	8,900円	8,900円	
	標識			1本	1年	2,400円	2,900円	3,500円	3,800円	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		1本	1日	110円	89円	89円	89円	
		その他のもの		1本	1月	1,100円	890円	890円	890円	
	幕(令第7条第4号に掲げる工事中施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		その面積1平方メートル	1日	110円	89円	89円	89円	
		その他のもの		その面積1平方メートル	1月	1,100円	890円	890円	890円	
	アーチ	車道を横断するもの		1基	1月	11,000円	8,900円	8,900円	8,900円	
		その他のもの		1基	1月	5,400円	4,400円	4,400円	4,400円	
令第7条第4号に掲げる工事中施設及び同条第5号に掲げる工事中材料				占用面積1平方メートル	1月	1,100円	890円	890円	890円	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				占用面積1平方メートル	1月	300円	360円	430円	470円	
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートル	1年	－	Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額		
	上空に設けるもの		占用面積1平方メートル	1年	－	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額		
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		占用面積1平方メートル	1年	－	Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額		
		階数が2のもの		占用面積1平方メートル	1年	－	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額		
		階数が3以上のもの		占用面積1平方メートル	1年	－	Aに0.007を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た額		
	その他のもの		占用面積1平方メートル	1年	－	Aに0.025を乗じて得た額	Aに0.025を乗じて得た額	Aに0.025を乗じて得た額		
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	階数が1のもの		占用面積1平方メートル	1年	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額		
		階数が2以上のもの		占用面積1平方メートル	1年	階数が2のもの(Aに0.009を乗じて得た額)、階数が3のもの(Aに0.011を乗じて得た額)、階数が4以上のもの(Aに0.013を乗じて得た額)	Aに0.010を乗じて得た額	Aに0.010を乗じて得た額		
	その他のもの		占用面積1平方メートル	1年	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た額		
令第7条第12号に掲げる器具				占用面積1平方メートル	1年	－	Aに0.025を乗じて得た額	Aに0.025を乗じて得た額	Aに0.025を乗じて得た額	

備考

- 「無償添加柱」とは、電柱又は電話柱に無償で街路灯、カーブミラー、交通信号灯又は道路標識を添加しているものをいう。
- 「共架電線」とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 「表示面積」とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。
- 「A」とは、近傍類似の土地の時価をいう。
- 占用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算する。
- 面積を単位として占用料を徴収するものについて当該面積が1平方メートル未満であるとき、又は1平方メートル未満の端数があるときは1平方メートルとして計算し、長さを単位として占用料を徴収するものについて当該長さが1メートル未満であるとき、又は1メートル未満の端数があるときは1メートルとして計算する。
- 占有の期間が1月未満のものについての占用料の額は、この表により計算した額に、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税の額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の額を加算して得た額(この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
- 占有物件を設ける場所その他の事情を勘案して占有を許可する場合の占用料の額は、この表の規定にかかわらず、占有を許可する日における近傍類似の土地の賃料の水準その他の事情を考慮して市長が定めた額とする。